

**医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻
学位審査に関する申し合わせ**

1. 論文提出の資格について（学位審査規程第10条関係）

- (1) 学生は、課程修了のための学位論文（以下「論文」という。）に係る研究の進捗状況等の審査・指導を目的とする中間発表会において発表を行い、主任指導教員を始め専攻又は関係が深い研究領域の教員の指導・助言を得なければならない。
 - ① 中間発表会の実施時期は、1年次を原則とし、実施の方法・日時等詳細は、専攻又は研究領域単位で定めて実施（学位審査時に主査・副査となることが予想される教員の参加を考慮する。ただし、福島県立医科大学（以下「福島医大」という。）の副指導教員の出席は必須ではない。）する。
- (2) 論文を提出した者は、他の大学院等（留学を含む。）における研究指導又は専攻分野に関する科目の履修は認めないものとする。

2. 論文提出の手続について（第12条関係）

- (1) 審査用として使用する論文は、メール添付により提出する。
- (2) 審査用として使用する論文内容の要旨は和文（2,000字以内）又は英文（1,000 word以内）とし、メール添付により提出する。

3. 学位審査委員（以下「審査委員」という。）について（第13条関係）

- (1) 指導教員は主査にならないが、副査になることは可能とする。
- (2) 審査委員は、付記する学位の専攻分野に応じ、その審査が可能な者を選出するものとする。
- (3) 審査委員の選出及び付記する学位の専攻分野は災害・被ばく医療科学共同専攻会議（以下「専攻会議」という。）で決定する。

4. 論文の審査及び最終試験について（第14条関係）

- (1) 公開審査会について
修了予定者は、教授会が主催する公開審査会において論文を発表しなければならない。
 - ① 発表は、日本語又は英語で行う。
 - ② 時間は、修了予定者1人について、質疑応答を含め30分以内とする。
 - ③ 説明資料等の準備は、発表者の責任で行う。
 - ④ 公開審査会の司会は、主査又は副査が行う。ただし、福島医大の副査はテレビ会議での出席を可とする。
- (2) 論文審査及び最終試験について
審査委員は、所定の期日までに論文の審査及び最終試験を行うものとし、その結果の要旨を所定の様式により、長崎大学・福島県立医科大学「災害・被ばく医療科学共同専攻」連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）及び研究科長（学務課（大学院））へ報告するものとする。
審査委員は、専攻会議が開催される1週間前までに上述の報告書（所定の様式）を学務課（大

学院)へ提出するものとする。

[所定の様式及び提出部数等]

論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果報告(長崎大学大学院医歯薬学総合研究科学位審査
規程様式第7号):1部

5. 課程修了の可否について(第15条関係)

- (1) 課程修了の可否及び付記する学位の専攻分野は、専攻会議において個々に審議し、その結果を連絡協議会へ報告する。
- (2) 連絡協議会は専攻会議の報告に基づき、個々に審議し、その結果を一括して教授会へ報告(修了予定者名簿等による)する。

附 則

この申し合わせは、平成29年7月27日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、令和7年11月20日から施行する。